

# 松戸市献血推進協議会会則

## (目的)

第 1 条 本会の目的は、松戸市における献血者の組織化を図り、輸血用血液の確保と献血思想の普及に努め、医療の万全を期することを目的とする。

## (名称及び組織)

第 2 条 本会は、松戸市献血推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、第 1 条の目的に賛同する団体をもって組織する。

## (委員の委嘱)

第 3 条 協議会の委員は、松戸市長が委嘱する。

## (事業)

第 4 条 協議会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 職域・地域又は一般市民による献血協力会の結成と育成指導に関すること。
- (3) 献血計画樹立に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成のための必要と認める事業。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長、副会長は、会員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合は、速やかに後任者を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、年1回以上とし必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、局長1名、書記若干名で構成する。

3 事務局長は、事務局を代表し会長の命を受け、本会の事務

を統轄する。

4 事務局長は、松戸市健康医療部予防衛生課長とし、書記は  
会長が任命する。

5 書記は、事務局長の命をうけ、本会の事務に従事する。

(委任事項)

第9条 この会則に定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な  
事項は会長が定める。

付則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。